（別名）(a)ギブリール・アブドゥル・カリーム・バリー将軍（General Gibril Abdul Kareem Barey）、(b)「テク」（"Tek"）、(c)ガブリール・アブドゥル・カリーム・バドリ（Gabril Abdul Kareem Badri）
（国籍）スーダン人（生まれ）
（旅券番号）不明
（身分登録番号）192－3238459－9、出生時の国籍証明書302581
（住所）スーダン共和国ティーナ（Tine）（チャドとの国境地帯のスーダン側にあるティーナに居住）
（リスト掲載日）2006年4月25日
（その他の情報）特になし
（指定の根拠）マーヨは、2005年10月のダルフールにおけるアフリカ連合（AU）スーダン・ミッション（AMIS）要員誘拐についての責任を有している。同人は、公然とAMISの任務の妨害を試みている。例えば、2005年11月、ジャバル・ムーン地域においてAUのヘリコプターを撃墜すると脅迫した。このような行為を通じて、同人は、ダルフールの安定に対する脅威を構成し、国連安保理決議第1591号に明らかに違反しており、委員会により指定される制裁の対象とされるべき基準を満たしている。

○厚生労働省告示第二百九十五号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二十三条の二の二十三第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十三条の二の二十三第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器（平成十七年厚生労働省告示第百十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年六月十九日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表第二の十一の項及び十四の項中「T〇六〇一―一―三　Z四七五一―二―七　Z四七五一―二―二八」を「T六〇六〇一―二―六三」に改め、同表の五十八の項中「T〇六〇一―二―一八　T一五五三」を「T〇六〇一―二―一八　T〇六〇一―二―三七　T一五五三」に改め、同表の八百三十八の項及び八百四十一の項中「T〇六〇一―一―三　Z四七〇三　Z四七五一―二―七　Z四七五一―二―二八」を「T六〇六〇一―二―六三」に改め、同表の八百七十二の項中「T〇六〇一―二―一八　T一五五三」を「T〇六〇一―二―一八　T〇六〇一―二―三七　T一五五三」に改める。

○国土交通省告示第七百四十七号

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第二条第二項第三号の水域を次のように指定する（平成二十七年八月一日及び同月二日の午前六時から午後七時までの間に限る。）。

平成二十七年六月十九日　国土交通大臣　太田　昭宏

福岡県柳川市本城町一番五地先所在の黒門橋を中心とする半径六百メートルの区域内にある水域（水郷柳川の水の祭典実行委員会が主催する柳川ソーラーボート大会で使用される水域に限る。）

○国土交通省告示第七百四十八号

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第二条第二項第三号の水域を次のように指定する（平成二十七年七月十日から同月二十五日までの毎日午前九時から午後七時二十分までの間に限る。）。

平成二十七年六月十九日　国土交通大臣　太田　昭宏

佐賀県唐津市二タ子三丁目地先に所在する船着場北端から西ノ浜北防波堤北西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤南東端から唐津港内の観測塔まで引いた線、同地点から真方位五十七度六百八十メートルの地点まで引いた線、同地点から真方位二十二度二千六百二十メートルの地点まで引いた線、同地点から真方位九十度二千四百三十メートルの地点まで引いた線、同地点から真方位百八十度二千百メートルの地点まで引いた線、同地点から真方位二百十三度二千七十メートルの地点まで引いた線、同地点から真方位二百七十度千八百六十メートルの地点まで引いた線、同地点から真方位二百九十七度千百四十メートルの地点まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域

○防衛省告示第百十六号

自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第百五条第一項の規定により、漁船の操業を制限し、又は禁止する区域及び期間並びにその条件を次のとおり定める。

平成二十七年六月十九日　防衛大臣　中谷　元

区域の名称	制限又は禁止区域	期間	条件
六ヶ所対空射撃場水域（青森県上北郡六ヶ所村地先）	一区域 北緯四一度〇四分〇三秒、東経一四一度二三分一二秒の基点を中心とする半径二〇、〇〇〇メートルの圏中、真方位四三度から一三三度までの射界を形成する扇形区域内の海面 二区域 北緯四一度〇四分〇三秒、東経一四一度二三分一二秒の基点を中心とする半径一〇、〇〇〇メートルの圏中、真方位四三度から一三三度までの射界を形成する扇形区域内の海面	一区域 平成二十七年七月一日から同年八月三十一日までの間、毎日午前八時から午後七時まで 二区域 平成二十七年九月一日から同年十一月五日までの間、毎日午前八時から午後七時まで	全ての漁船の操業の禁止

○近畿地方整備局告示第百九号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年六月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年六月十九日　近畿地方整備局長　森　昌文

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　四十二号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
御坊市塩屋町北塩屋字北湊六九五番八から和歌山県有田郡有田川町大字水尻字中坪八一番三まで	前	A 八・五〇～一二・〇〇	九五・七〇メートル	二七・一九九キロメートル
	後	A 八・五〇～一二・〇〇 B 一二・〇〇～一三・〇〇	九五・七〇メートル 一九・一二五キロメートル	二七・一九九キロメートル 一九・一二五キロメートル

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局和歌山河川国道事務所

上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。